

財務省告示第三十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年一月二十六日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年一月二十三日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の振替法の適	用等	発行方法	発行額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百五 十六回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項及び第五條ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 のうち、国債整理基金特別会計 法第五條第一項の規定に基づき 行する利付国債については、額 面金額で六十六億七千七百万 円、同法第五條ノ二の規定に基 づく発行する利付国債について は、額面金額で百三十三億二千 三百万円	二百一億四千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	

九 募 發
 十 集 行
 十 利 の 価
 一 過 子 率 格
 二 払 込 子 率 格
 の 払 込 子 率 格
 の 払 込 子 率 格

平 成 十 六 年 一 月 二 十 六 日
 額 一 〇 四 百 一 十 七 十 銭
 年 一 〇 四 百 一 十 七 十 銭
 一 〇 四 百 一 十 七 十 銭
 日 本 郵 政 公 社 総 裁 は、払 込 金
 額 に 加 え、次 の 算 式 に よ り 算
 出 し た 金 額 を 第 十 九 号 に 規 定
 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{37}{365}}$$

十 三 初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口座
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合、に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十六年六月二十日を支払
 平成十六年六月二十日を支払
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払うとき、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還額	償還期限	後の第二期子以
平成十六年一月二十六日	平成十六年一月十三日から平成	日本銀行	日額	額	平成二十五年十二月二十日	毎を、その日以、各支に、お